

みどりの杜俳句会



前山のあけび青実や未だ固し 佐山けさ子

ボトル入れ毛糸にて編む初秋かな 吉田 愛子

露草の蕊いと細し齒朶の陰 梅沢 時江

夏祭りパンダのヨーヨー吊り上ぐる 鈴木 啓子

一行詩の本読む用なき初秋かな 梅澤きくえ

巾着を縫ひて願ひの木綿糸 西 ツル

つゆ草の葉より双つの青花弁 田村 好子

雨あがり紫式部葉の落つる 小宮 勉

手水舎に柄杓新たや赤蜻蛉 野口利江子

揚羽蝶葉裏に止まり日の暮るる 土屋 厚子

草取の腰に手を当て伸ばしけり 初雁 功子

山神へ女道あり葛の花 山田 美子



人権シリーズ

【考えよう】子どもの人権

419

皆さまは子どもの権利を知っていますか？

すべての子どもの人権を守るために「子どもの権利条約」という、国際条約があります。

子どもの権利条約とは・・・子ども（18歳未満の人）が守られる対象であるだけでなく、権利を持つ主体であることを明確にしたという内容です。

生きる権利や成長する権利、暴力から守られる権利、教育を受ける権利、遊ぶ権利等、世界のどこに生まれてきても子どもたちが持っている権利です。

この条約も、世界196か国ある中で、日本はなんと158番目と、かなり遅い権利条約の批准となりました。このことから、まだまだ日本では、子どもに対する考え方が遅れていると思います。その中でも、子どもへの虐待においては、年々増加傾向で、32年連続で過去最多となっており、全国で約21万件の相談があります。その中でも、心理的虐待が約60%を占めており、とても驚きました。

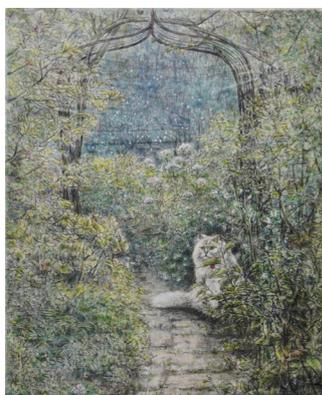
心理的虐待とは、「言葉による脅し」、「無視」、「兄弟姉妹間の差別的な扱い」です。

日々の生活をする中で、安易な発言で、子どもたちを傷つけていないか、改めて考えさせられました。

一言で「子どもを守る」と言いますが、家庭だけでなく、地域や学校も含め、本当の意味での子どもたちを守る環境づくりが必要と感じました。皆さまにとって、子どもの人権を考えるきっかけとなることを願っております。

東秩父中学校PTA会長 尾石 楓

アートの世界



花園にくつろぐ猫を描きました。版画フォーラム課題の部に出品された作品で、課題の「楽」を「くつろぐ猫」で表現しました。花園と猫の表情が課題にマッチしているとして「東秩父村議長賞」を受賞となりました。技法はリトグラフ、石版とも呼ばれる技法で、磨かれたり「トストーン」(代替品もあるのでそれかもしれないが)と呼ばれる石の上に、酸化被膜を作って、水と油が反発するという性格を利用して製作しています。NHKの連続テレビ小説「らんまん」で、植物学者の牧野富太郎氏が図版を作ろうとして取り組んでいたのがこの技法です。ドラマでは白黒作品でしたが、ここでは多色化されており、それだけ作業が複雑になっており、その点も評価されての受賞となっています。

版画フォーラム2024 和紙の里ひがしちちぶ展 東秩父村議会議長賞 「楽園に住む猫」 作者 清水 美佐子さん (広島県)